

「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門 ～OECDガイダンスを参考に～」

2020年 8 月

環境省 大臣官房環境経済課



背景 環境報告ガイドライン2018年版



- ◆ 環境報告ガイドライン2018年版は、コンパクトなガイドライン本体のほか、環境報告の背景情報や考え方といった環境報告の基礎知識を含む解説書を作成。2019年度に2つの詳細解説を追加。

環境報告ガイドライン2018年版

第1章 環境報告の基礎情報

- 1.環境報告の基本的要件
- 2.主な実績評価指標の推移

第2章 環境報告の記載事項

- 1.経営責任者のコミットメント
- 2.ガバナンス
- 3.ステークホルダーエンゲージメントの状況
- 4.リスクマネジメント
- 5.ビジネスモデル
- 6.バリューチェーンマネジメント
- 7.長期ビジョン
- 8.戦略
- 9.重要な環境課題の特定方法
- 10.事業者の重要な環境課題

参考資料

- 主な環境課題とその実績評価指標
- 1.気候変動、2.水資源、3.生物多様性
 - 4.資源循環、5.化学物質、6.汚染予防

環境報告のための解説書(GL2018年版対応)

環境報告の背景情報 環境報告の考え方

第1章 環境報告の基礎情報

- 1.環境報告の基本的要件
- 2.主な実績評価指標の推移

第2章 環境報告の記載事項

- 1.経営責任者のコミットメント
- 2.ガバナンス
- 3.ステークホルダー
エンゲージメントの状況
- 4.リスクマネジメント
- 5.ビジネスモデル
- 6.バリューチェーンマネジメント
- 7.長期ビジョン
- 8.戦略
- 9.重要な環境課題の特定方法
- 10.事業者の重要な環境課題

参考資料

- 主な環境課題とその実績評価指標
- 1.気候変動、2.水資源、3.生物多様性
 - 4.資源循環、5.化学物質、6.汚染予防

詳細解説



○(シナリオ分析)



● : 2019年度に追加

概要

- 日本のビジネス社会でデュー・ディリジェンス（以下「DD」という。）という言葉は、企業買収等における投資対象の調査を表す用語として広く使われており、その中で、環境DDは、土壌汚染等の環境側面に関する現状認識調査を指す。
- しかし、近年では、企業行動における課題をマネジメントするために、DDプロセスを活用する動きが世界的に広がっており、その課題には、環境分野も含まれる。
- そこで、令和元年度に「環境デュー・ディリジェンスに関する検討会」を設置し、「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイドンス」を参考に、我が国の幅広い事業者に、環境DDの入門書として活用していただけるよう、本書をとりまとめた。

「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門

～OECDガイドンスを参考に～」

掲載場所：<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kankyoDDnyumon.pdf>

第1章 本書の背景・目的

第2章 DDプロセスとは

第3章 DDプロセスの運用と環境DDにおける留意点

第4章 バリューチェーンへのDDプロセスの適用

第5章 参考情報

第1章 本書の背景・目的

- 2011年国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」
人権尊重を企業責任とする国際規範を明確化し、人権侵害リスクを特定・防止する手段としてDDプロセスの実施を求める。

- 「OECD多国籍企業行動指針」への反映
(責任ある企業行動として「環境」を挙げ、その具体的な指針を規定)
指導原則の議論と並行して改定された2011年版では、企業行動による悪影響を特定し、防止、緩和するDDプロセスについて、指導原則が求める人権分野に加え、環境を含む行動指針の対象となっている事項全てに渡って実施することを奨励
- 法律等に基づきDD実施を求める動き
欧州を中心に人権DDに関する法律等の規制対象として、環境DDも含めるようになってきている。

- 人権や環境に関する法規制等の変化
DDプロセスの情報開示による企業行動を誘導するアプローチ
→DDプロセスの実施自体を直接義務化して、より強制力を持たせる方向へ

第2章 DDプロセスとは

環境DDプロセス理解の基礎として、DDの概念を整理し、本書で環境DDプロセスの手順の参考として利用するOECDガイダンスの概要を紹介

2-1 デュー・ディリジェンス概念の拡大化

手続が動的に拡大

「相当の注意」、行為基準の履行手続

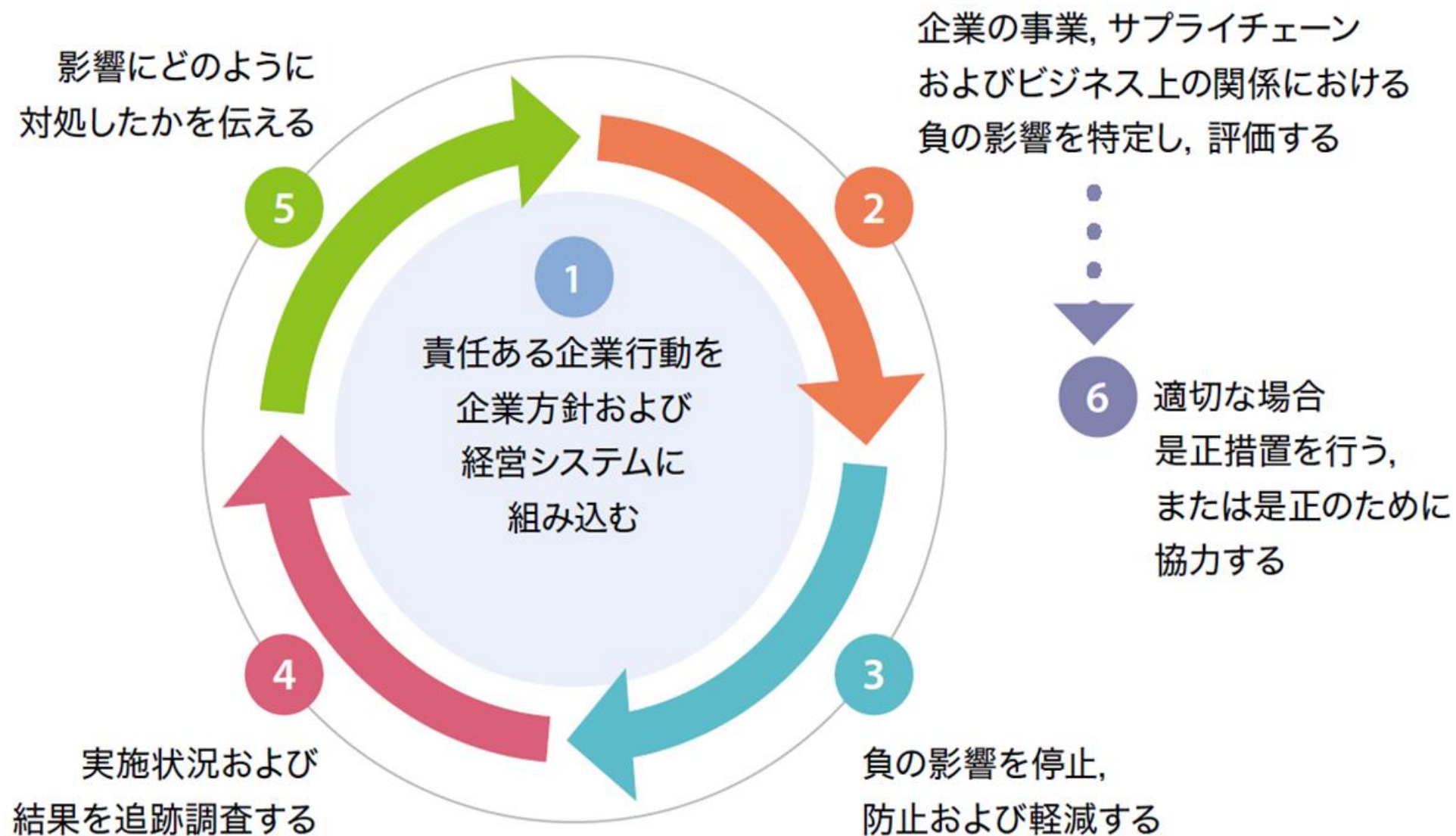
「相当の注意」、行為基準

2-2 OECDガイダンスのDDプロセス

- OECD多国籍企業行動指針は、参加国政府からその領土内で活動する企業に対する勧告を明記した国際的な原則及び基準で、期待される責任ある企業行動を自主的にとるよう奨励するもの。この指針に準拠した経営を目指す企業が、指針で求められるDDを実施する際に参考となるガイダンス文書が、OECDガイダンス。
- OECDガイダンスは、OECD多国籍企業行動指針の実務的な支援ツールとして作成されており、人権や環境だけでなく、幅広い課題（OECDガイダンスでは、「RBC(責任ある企業行動 (Responsible Business Conduct)) 課題」と表現）のDDプロセス構築について解説している。

第2章 DDプロセスとは

図表 1 OECDガイダンスのDDプロセス



出所：『責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス』OECD p. 21. 図1

第2章 DDプロセスとは

2-3 環境マネジメントシステムの構築運用とDDプロセスの関係

多くの企業では、環境などの重要課題に対処するための取組が実践されている手段のひとつが、環境マネジメントシステム（EMS）の構築・運用。

EMSの構築・運用：企業自らが目的を定めて行うもの

DDプロセス：企業が原因となったり助長したりする負の影響を停止・防止・軽減するという目的を達成するために企業が「相当の注意」を果たすプロセス



EMSの構築・運用は、事業活動の負の影響の発生をコントロールするリスクマネジメント行動という面も含んでいることから、構築・運用しているEMSを改修し、環境DDをEMSと連携させることで効率的・効果的なマネジメントが可能となる。

DDプロセスでも活用するためには、EMS上の目的をいかに定めるか、年々変化するDDにおける注意レベルにあわせていかに適切に更新するか、等がポイント

ガバナンス体制の整備やDDプロセスの達成度管理体制の構築といった体制面に関係する改修だけでなく、リスク発見・評価の徹底のような運用面の強化も不可欠な改修であり、その成否がDDプロセスの有効性を著しく左右する

第3章 DDプロセス運用と環境DDにおける留意点

第2章で紹介したOECDガイダンスのDDプロセスの枠組みを参考に、DDプロセスの運用や環境DDにおける留意点などを説明

第3章以降での言い換え

「責任ある企業行動（RBC）課題」 → 「ESG課題」

- ・「RBC課題」は、「労働者および労使関係を含む人権、環境、贈賄及び汚職、情報開示ならびに消費者利益」の各項目（OECDガイダンスp4）。本書では、これを、日本企業になじみのある「ESG」という用語を用いて、「ESG課題」と言い換えている。
- ・なお、業種別のOECD ガイダンスの中には、「ESG」リスクと「RBC」リスクが異なるとの説明があるため、「RBC」の概念を理解する際の参考になる。

（参考）Responsible business conduct for institutional investors p.11 1.1 L10～14 環境省仮訳

「機関投資家のための責任ある企業行動」

投資家は「ESGリスク」という言葉をよく使います。「RBC」と「ESG」の基準は、どちらも環境、社会的及びガバナンスの考慮事項に関するものです。しかし、RBCリスクとは、具体的には、OECD ガイドラインの対象となる課題に関する負の影響、言い換えれば、会社自体ではなく、社会や環境に対するリスクを指します。

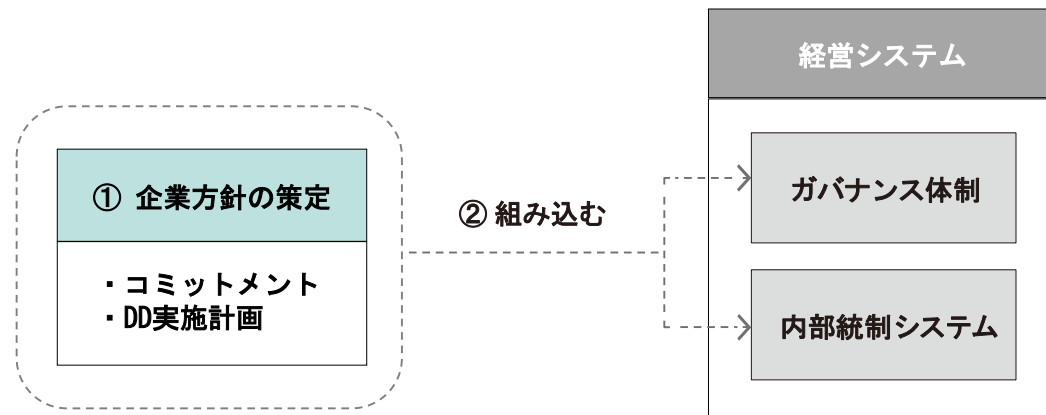
脚注4 ESGリスクの特定は、投資家がコストや株価への潜在的な影響を計算するための指標として利用することが多いのに対し、RBCリスクの特定はDDの一環であり、それらのリスクに対応するための積極的な行動を起こすために利用されます。

DDプロセスの5つの要素

- | | |
|---|---------------------|
| ① 責任ある企業行動を企業方針および 経営システムに組み込む | ➡ 方針・経営システムへの組み込み |
| ② 企業の事業、製品またはサービスに関連する実際のおよび潜在的な負の影響を特定し、評価する | ➡ 負の影響・リスクの発見、評価 |
| ③ 負の影響を停止する、防止するおよび軽減する | ➡ 負の影響・リスクの停止、防止、軽減 |
| ④ 実施状況および結果を追跡調査する | ➡ 実施状況と結果の追跡調査 |
| ⑤ 影響にどのように対処したかを伝える | ➡ 情報開示 |

第3章 DDプロセス運用と環境DDにおける留意点

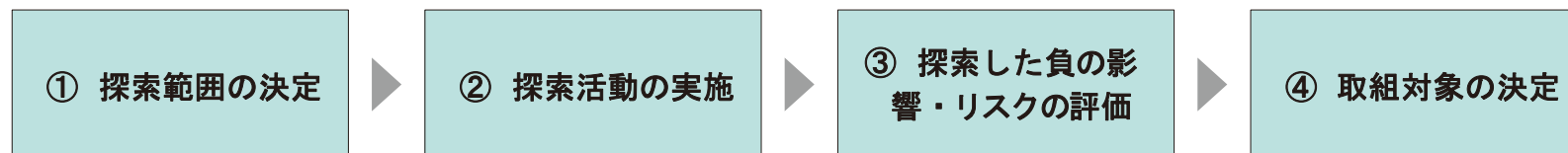
3-1 方針・経営システムへの組み込み



- EMSが確立されている場合にも、DDプロセスを組み込むことを明確に方針として打ち出すことが必要
- DDプロセスの各ステップが、構築・運用されているEMSのPDCAと連動して日常的・継続的に実施されるように工夫する
- 環境に関する負の影響・リスクは分野横断的な性質があるため、他のESGリスク分野の担当とも連携

3-2 負の影響・リスクの発見、評価

発見・評価プロセスの実施手順



- 自社活動に限定してバリューチェーン全体が対象になっていない場合や、PDCAサイクルの初期段階だけ重要な環境側面の評価を行っている場合など、リスク発見の手続を適切な範囲・頻度で系統的に行わないと、必要な負の影響やリスクの発見が出来ない危険性がある
- 社内のリスクマネジメントの仕組みとの連携を強化して、定期的な負の影響・リスク発見の実行が環境マネジメントに十分反映されるように、必要なシステム改修をすることが必要

第3章 DDプロセス運用と環境DDにおける留意点

3-3 負の影響・リスクの停止、防止、軽減

DDの最重要目標は負の影響・リスクの防止（負の影響がそもそも発生しないようにするための活動）

- 一般論として、事業活動自体が環境負荷の発生原因であり、その活動をやめなければ影響を完全にゼロにすることが困難であることから、原因となった活動を停止・防止し、負の影響・リスクを根絶することが現実的でない場合がある
- DDの本来的な最重要目標を理解し、できる限り発生原因の停止・防止に努めつつ、重大な環境負荷の影響を「軽減する」方法を選択することが肝要

3-4 実施状況と結果の追跡調査

追跡調査において、特定された負の影響・リスクに対して有効に対処したかを評価することが重要

- 環境DDでは取組成果を確認することが容易でない場合がある
- しかし、それは環境DDの実施状況と結果の追跡調査が不要ということの意味するのではない。個社では影響が見えにくいということを理由に問題を放置しないことが重要

3-5 情報開示

実施したDDプロセスについて社内外へ情報公開

- 公共財の道義的な使用責任に関するDDプロセスの場合では、情報開示の相手先が社会全体に拡散することも少なくない。社会の誰もが必要なときにアクセスできるような手段によって情報開示を心がけることが肝要

第4章 バリューチェーンへのDDプロセスの適用

DDプロセスをバリューチェーン全体に適用する際の留意点について概括した後、上流への適用、下流への適用に分けて説明

4-1 上流（サプライチェーン）への適用

	DDプロセス	活動の内容	サプライチェーンDDの留意点
1	方針・経営システムへの組み込み	企業方針の策定	●企業方針をサプライチェーンに周知する
		経営システムの強化	●意思決定プロセスにDDを組み込む ●特に調達部門にサプライチェーンDDの意義・重要性を理解させる
2	負の影響・リスクの発見、評価		●セクターリスク及び製品、地理的リスク等を考慮に入れリスクを洗い出す ●高リスクなサプライヤーから調査する ●コントロール・ポイントのサプライヤーと連携する
3	負の影響・リスクの停止、防止、軽減		●サプライヤーに影響力を行使する ・サプライヤーとのエンゲージメントを実施する ・サプライヤーを技術的・経済的に支援する ・サプライヤーとの取引を見直す
4	実施状況と結果の追跡調査	サプライチェーンDDの進捗度	●成果指標の継続的なモニタリングを実施する
		防止・軽減措置の効果	●サプライヤー、NGO、影響を受けるコミュニティ等とのエンゲージメントを行う ●関連する成果指標の継続的なモニタリング ●コントロール・ポイントには第三者監査も有効 ●苦情処理システムへのアクセスと有効性を確保する
5	情報開示		●実施したDDプロセスの情報を公開する ●必要に応じてサプライヤーと協働して対応する

第4章 バリューチェーンへのDDプロセスの適用

4-2 下流への適用

	DDプロセス	留意点
1	方針・経営システムへの組み込み	● B to Cの場合はDDは必須 ● B to Bの場合も納入先の方針等も踏まえ、適宜DDを組み込む
2	負の影響・リスクの発見、評価	● 消費者アンケート ● マーケットリサーチ ● 製品・サービス設計時の配慮事項 ● 苦情処理システムからの情報
3	負の影響・リスクの停止、防止、軽減	● 製品・サービス設計による負の影響・リスクの停止、防止、軽減 ● リスクに関する情報の社内共有 ● リスク情報を製品開発へフィードバック ● ガバナンス主体（取締役会）への報告
4	実施状況と結果の追跡調査	● 成果指標の継続的なモニタリング ● 苦情処理システムへのアクセスと有効性を確保する
5	情報開示	● 実施したDDプロセスの情報公開

第5章 参考情報

DDに関する各国の規制等の動向、企業におけるDDの事例、参考となる関連資料等を紹介

DD規制等の国際動向

	2010	2012	2013	2014	
国・地域	米国・加州	米国	EU	EU	オーストラリア
名称	サプライチェーンの 透明性法	違法伐木禁止規則	木材規則	非財務報告指令	違法伐採禁止法
報告規制	◎	○	○	◎	○
DD実施規則		◎	◎		◎
環境DD					

	2015	2017		2018	2019
国・地域	英国	フランス	EU	オーストラリア	オランダ
名称	現代奴隷法	企業注意義務法	紛争鉱物規則	現代奴隷法	児童労働DD法
報告規制	◎	◎	○	◎	◎
DD実施規則		◎	◎		
環境DD		◎			

* 図表は2020年2月12日現在で事務局がまとめたものである。

** 図表中の○は監督機関への報告義務を表しており、◎は一般への情報公開義務を表している。

*** 米国違法伐木禁止規則にはDue Careを要求する条項はあるが、Due Diligenceという用語は使われていない。

(参考) ESGファイナンス・アワード (環境大臣賞)

ESGファイナンス・アワード (環境大臣賞)

①投資家部門

②融資部門

③金融サービス部門

④ボンド部門

⑤環境サステナブル企業

取組主体ごとに5部門
に分けて表彰

2020年9月頃
第2回 募集開始予定

受賞者用ロゴマーク (イメージ)



■ 受賞企業 (第1回)

	融資部門	投資家部門	金融サービス部門	ボンド部門	企業部門	
金賞	三井住友信託銀行	第一生命	S&P	芙蓉リース	花王	
		ニッセイアセットマネジメント			麒麟ホールディングス	
銀賞	九州フィナンシャルグループ	アムンディ・ジャパン	SMBC日興証券	東京建物	積水化学工業	
	滋賀銀行	ロベコ・ジャパン	損保ジャパン日本興亜	明電舎	日立製作所	
	日本政策投資銀行		三菱UFJモルガンスタンレー証券		富士フイルムホールディングス	
銅賞	伊予銀行	アセットマネジメントOne	CDP	群馬銀行	アサヒグループホールディングス	東芝
	三井住友銀行	日本生命	生命保険協会	ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント	味の素	パナソニック
	三菱UFJ銀行	りそなアセットマネジメント	Bloomberg	トヨタファイナンス	伊藤忠商事	富士通
					大阪ガス	丸井グループ
					小野薬品工業	リコー

御静聴ありがとうございました。